

平成 23 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 TLホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二
 (JASDAQ・コード3777)
 問合せ先 取締役経営企画管理本部長
 中澤 秀俊
 電話 03-5809-1850

第三者割当により発行される新株式（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ））
 の募集に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 24 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、平成 23 年 12 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、第三者割当により発行される新株式（金銭出資及び現物出資）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

【本第三者割当により発行される株式の概要】

(1) 発行期日	平成 23 年 12 月 28 日																
(2) 発行新株式数	354,838 株																
(3) 発行価額	1 株につき 620 円																
(4) 発行価額の総額	金 219,999,560 円 うち、19,999,960 円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の 払込方法による。																
(5) 資本組入額	1 株につき、310 円																
(6) 資本組入額の総額	金 109,999,780 円																
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 <table border="0"> <tr><td>山田 至人</td><td>112,903 株</td></tr> <tr><td>木下 文信</td><td>80,645 株</td></tr> <tr><td>中武 賢臣</td><td>32,258 株</td></tr> <tr><td>加藤 信子</td><td>32,258 株</td></tr> <tr><td>中山 隆之</td><td>32,258 株</td></tr> <tr><td>アーク株式会社</td><td>32,258 株</td></tr> <tr><td>福井 義高</td><td>16,129 株</td></tr> <tr><td>齊藤 孝</td><td>16,129 株</td></tr> </table>	山田 至人	112,903 株	木下 文信	80,645 株	中武 賢臣	32,258 株	加藤 信子	32,258 株	中山 隆之	32,258 株	アーク株式会社	32,258 株	福井 義高	16,129 株	齊藤 孝	16,129 株
山田 至人	112,903 株																
木下 文信	80,645 株																
中武 賢臣	32,258 株																
加藤 信子	32,258 株																
中山 隆之	32,258 株																
アーク株式会社	32,258 株																
福井 義高	16,129 株																
齊藤 孝	16,129 株																
(8) 現物出資財産の内容及び価額	福井義高が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、 9,999,980 円 齊藤孝が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、 9,999,980 円																
(9) その他	上記各号については、当社が平成 23 年 12 月 27 日に開催を予定する臨時株主総会において本第三者割当により発行される株式に関する議案の承認が得られること及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。																

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状

①現在の財務状況

米国のサブプライムローンに端を発した世界的な金融不安を背景とした景気悪化の余波を受けながらも、世界景気の持ち直しや中国をはじめとする新興国向けの輸出が牽引役になるなど、穏やかな回復基調が伺えました。しかしながら、急速な円高や内需回復の遅れ、世界的な景気回復の減速及び平成23年3月11日に東日本を襲った東日本大震災による経済への悪影響を背景に、経済が再び低迷する懸念が発生し極めて厳しい状況となっております。

当社は、平成18年12月期より5期連続して営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローがマイナスの状態が継続しており、平成23年12月期（以下「今期」という）の第3四半期連結累計期間においても営業損失及び営業キャッシュ・フローがマイナスの状態のままです。当該状況により、平成19年12月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

また、平成22年12月13日付け「当社取締役が当社取締役会の承認決議を経ないで当社子会社を譲渡したこと、並びに、当社取締役会で当該子会社の譲渡を無効である旨の決議を行ったことに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の前代表取締役が、当社取締役会の承認を得ずに、無断かつ無償で当社上海子会社を第三者へ譲渡したことによる不正損失197百万円を計上し、営業損失の拡大及び特別損失の発生で平成22年12月期の当期純損失は667百万円となり、平成22年12月期末において、95百万円の債務超過に陥りました。さらに、平成23年3月14日付「中国におけるサービス事業からの撤退に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、前述の当社上海子会社の無断かつ無償譲渡により、中国において唯一業績を計上していた会社が当社の連結から除外されたことになり、当社の中国でのサービス事業において収益の見通しが立たない状況となりました。今期に入り、当社の原点でありますIT関連の事業へ回帰し、地理的には主として日本国内へ注力して再生を行うという目標に立ち、中国におけるサービス事業から撤退し、グループの再編を進めております。

グループ再編過程であります今期の第3四半期連結累計期間において、東日本大震災の影響によるIT投資への優先順位の変化が影響し、サーバ系ソフトウェア販売の売上が伸び悩んだことから、連結売上高は42百万円となりました。販売費及び一般管理費においては、人件費は削減できたものの、弁護士報酬、事務所移転費用、資金調達に係る支払手数料等の経費が増加したため、連結営業損失は132百万円となりました。営業外損益において持分法による投資利益12百万円及び為替差益1百万円を計上したものの、連結経常損失は115百万円になりました。平成23年3月にサービス事業を営む子会社社等売却したことによる関係会社整理損38百万円が発生したため、連結当期純損失は152百万円になりました。

一方、財務状況につきましては、資金調達及び資本増強のために、平成23年6月24日付で第三者割当増資95百万円を行ったものの、今期の第3四半期連結累計期間の連結当期純損失152百万円の計上により今期の第3四半期連結会計期末における債務超過額は165百万円と平成22年12月期末と比べて膨らんでおります。

また、当社は平成23年10月末時点において、当社グループの預金残高は9,702千円であり、現状の当社の1か月間に必要とされる運転資金約11百万円を考慮すると、一刻を争う重大な資金難に陥っている状況であります。

当社は、この現状を早期に解消するために、(i)債務超過の解消、(ii)キャッシュ・ポジションの改善、及び(iii)早期黒字化の実現を図ることが急務であると考えております。特に、債務超過解消の必要性については最も重要性があると考えております。前述いたしましたとおり、当社は、平成22年12月期末において95百万円の債務超過となり、今期の第3四半期連結会計期末において165百万円の債務超過の状態にあり、平成23年12月期末までに債務超過を解消しなければ上場廃止となります。上場廃止になった場合のリスクとしては、上場廃止となれば、取引先の当社に対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し、倒産に至る可能性があるところであります。また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。従って、上場廃止を回避することが当社の経営維持、株主利益の保護のために不可欠な条件と考えます。

②キャッシュ・フローの改善及び債務超過の解消に向けての財務戦略

当社は、前期から赤字部門から撤退等の関係会社整理を行うとともに、今期に入り、役員報酬の減額、本社事務所移転による家賃の減額等の一般管理費を削減してきており、前期の第4四半期連結会計期間における販売費及び一般管理費が94百万円から今期の第3四半期連結会計期間における39百万円に減少し、四半期会計期間における販売費及び一般管理費は55百万円圧縮しております。

当社は、一部の支払先に対して支払遅延が生じております。当社は、キャッシュ・ポジションの改善のために、当社代表取締役社長をプロジェクトリーダーとして、支払遅延先に対して支払いの猶予を要請し、当社が提示した支払い計画に応諾していただきました。具体的には、税金や社会保険料は本年12月末より平成25年12月末までの分割返済、これら以外の支払いは値引き又は本年12月末より平成25年12月末までの分割返済に応諾していただいております。

(2) 収益拡大に向けての事業戦略

当社は、前述しましたように平成23年3月14日付で中国におけるサービス事業からの撤退を公表いたしましたとおり、当社の原点でありますリナックス事業やソリューション事業（ゼンド事業）を軸にしたIT関連の事業へ回帰し、地理的におきましても主として日本国内市場へ注力して、当社事業の再構築を行うという目標に立ち、中国におけるサービス事業から撤退し、リナックス事業やソリューション事業を軸にしたIT関連の事業の再構築を推進するため、当社グループの再編を進めております。

当社の原点でありますリナックス事業及びソリューション事業の維持・改善及び強化のための具体的な事業戦略といたしましては、以下のとおりであります。

- ・既存ITインフラ事業に関わる事業会社である当社子会社であるターボリナックス株式会社（以下「ターボリナックス」という）の業務全般を委託しているターボシステムズ株式会社（以下「ターボシステムズ」という）との協業体制（ターボリナックスがマーケティング及び営業を担当し、ターボシステムズが開発、製造及びサポートサービスを担当する協業体制）を、ターボリナックスは顧客リレーションを深めることで顧客ニーズを把握し、ターボシステムズは当該ニーズにマッチした製品を開発することに注力することにより担当分野の品質を高めることで、維持・改善を図り、お客様へより高品質な製品・サービスを提供し、既存ITインフラ事業に関しては、収益を拡大する計画であります。

- ・当社子会社ゼンド・ジャパン株式会社（以下「ゼンド・ジャパン」という）の既存Webインフラ事業は、ゼンド商品においては日本における唯一の代理店としての地位、MySQLにおいては日本における実績上位の地位を利用し、現状の売上を維持し、収益を拡大する計画であります。また、ゼンド商品及びMySQLの仕入元であるZend Technologies社及びOracle社との関係を、ゼンド・ジャパンがこれら2社の日本におけるマーケティング機能としての役割を担い相互補完することにより更に強化し、今後継続してゼンド商品及びMySQLを販売し、引き続きマーケットシェアを意識した営業戦略を実行してまいります。

当社は、上記の既存IT関連事業展開だけでは、早期に黒字化は困難であるため、今回調達した資金を使い、以下の事業を推進し、早期の黒字転換を図ります。

(i) 中古パソコン事業

日本におけるハードウェア市場は、IDC Japanの調査によると今後マイナス成長することが予測されております。当社のOS製品は、ハードウェア市場の動向と密接な関係があるため、ハードウェア市場の縮小は当社OS製品の販売量の縮小につながります。しかし、一定期間で新品に買い替えるユーザーが増え、その受け皿として中古パソコン市場の認知が進んだこと、より安価なものに対するニーズが高まったこと、中古パソコンの取扱業者に対する理解が深まり、安心して機器を売却・購入することが一般化されたこと、環境問題への関心の向上等により、中古パソコン市場は成長が予測されております。当社は、平成24年1月より、成長が見込める中古パソコン市場向けのクライアントOSの拡販策として、中古パソコン事業者向けに、クライアントOS（自社製品であるため、中国語を含む複数言語への対応が可能です。）を廉価にて販売、また併せて中古パソコンの流通も行う計画であります。なお、当社は、本年3月末に当社の中国におけるサービス事業から撤退する際、当社の市場を主として日本国内市場としておりましたが、当該中古パソコン事業は、販売先が中国や東南アジアにな

りますが、IDC 等の調べによると、中国市場だけを見ても日本市場の 10 倍近い市場があり飽和状態になっていないので、当該事業のキーは、コストリーダーシップが取れるか否か、すなわち、日本国内における中古パソコンを低価格で仕入れる能力及び当社のクライアント OS を低価格で同梱する能力であるため、当社は、競合他社と国内市場において競争するものと判断しており、本年 3 月末に決めた主として日本国内市場へ注力するという方向性とは乖離していないものと考えております。

- ・中古パソコンの流通においては、仕入能力が競争力の源泉であるため、当該仕入業務及び中古パソコン市場に精通した人員(1名)を採用することで、リース会社からリースアップ品を仕入れる能力を得ることになります。事業開始当初は、リース会社が引取りを希望する量を可能な限り多く仕入れることにより、1台当たりの仕入単価を下げる戦略であります。併せて、中古パソコンを買い取る Web サイトを新設し、リスティング広告や SEO によるアクセス数を増大させ仕入チャネルを拡充する戦略であります。Web サイトによる買取量を増大させることで仕入単価を大幅に下げることが可能となり、より大きな利益を生み出すことができるだけでなく、販売単価の調整も可能となるため、海外の中古パソコン仕入れ企業の要求に応えやすい体制を構築することも可能になると考えております。なお、当該採用予定の人員は、過去二社の中古パソコン会社において一貫して中古パソコンの買取及び業者への売却を事業立ち上げから担当しており、事業ノウハウ、業界における人脈等を有しております。

- ・販売先としては、中古パソコン市場に精通した人員のネットワークを用いて、中国や東南アジアの中古パソコン仕入れ企業へ販売する計画であります。中古パソコンが海外に出荷される場合、アプリケーションやデータだけでなく、OS もアンインストールされた商品が出荷されておりますが、これに対して、当社は安価な LinuxOS を同梱することにより、エンドユーザーが高価な OS を購入したり、違法である WindowsOS のコピー製品を買う必要がないため、他社が出荷する中古パソコンと差別化ができ、また、OS インストールサポートを提供することにより、販売先のコスト競争力を向上させ、当社経由の流通量を増大する計画であります。また、交渉を進めている中国や東南アジアの中古パソコン仕入れ企業からの需要は、月間 20,000 台を超えており、年式や型番の不整合によるロスを防ぐことにより原価率を低減することを考えております。

- ・当社が主な市場と考える中国市場においては、新規パソコンの流通量は年率 20%にて成長し、2014 年には 1 億 3 千万台に迫ると予想されます。この新規パソコンの成長に伴い、中古パソコンの流通量も 2014 年には 1 千 4 百万台に迫ると予想されます。日本における中古パソコンの流通量の 10 倍程度になることから、ポテンシャルの高い市場と考えます。(IDC、MM 総研及び当社中国子会社の調査)

- ・中古パソコン事業の流通ビジネスは既に先発組が大きな販売額を計上している市場ではありますが、中国における中古パソコン市場の成長性が高いため、中古パソコン買取業者側も海外への販売需要も飽和状態にはなっていない市場と考えております。従って、現時点では同じ顧客を複数の競合会社を取り合う状況にはなっておらず、後から参入しても仕入も販売も十分にポテンシャルがあると考えております。

- ・当社は、中古パソコン事業においては、平成 24 年 12 月期には売上 4.9 億円を計画しております。

(ii) クラウド関連事業

平成 24 年 1 月より、当社の OS 製品である Turbolinux 11 Server (サーバ OS) や TLAS (アプライアンスサーバ) のコスト競争力及び柔軟性を活かして、クラウド・サービス事業者とのアライアンスにより、VPS サービスを、インターネット系サーバを利用した IT システムの構築を検討若しくは運用している従業員数 300 人以下の中小企業(日本国内に約 430 万社存在)を対象に提供する計画であります。競争力の源泉を、“Speed と Easy”に置き、利用料支払い後、2 営業日以内にサーバ環境を提供する計画であります。また、将来的には、顧客の Web サイトに関するコンサルティングやリスティング広告の代理店事業へと展開することも視野に入れております。

※VPS (Virtual private server) : 一台のサーバ上で仮想サーバを何台も起動する特殊なソフトウェア、また、そのような仮想サーバを提供するレンタルサーバのサービスをいう。

- ・当該 VPS サービスは、具体的には、IT システムにおけるサーバ部分にフォーカスし、サーバ部分に必要なファシリティやネットワーク、サーバ機器、ソフトウェア等の初期費用に係る部分と IT システムを運用する際に必要となるランニング費用を従量制課金で利用者にサービスとして提供します。ただし、当社がファシリティやネットワーク、サーバ機器等の投資を行うことは高リスクであるため、当社が投資を行うのではなく、投資対象の資産を社外の協力会社からサーバ及びネットワーク等を仕入れて、当社から OS、メールシステム、ファイル

共有システム、掲示板システム、グループウェア等のソフトウェアを付けて販売する計画であります。

・販売チャネルとしては、既存の流通チャネルに加え、新規販売パートナー（今後構築する販売パートナーであります）が、中小企業向けに複合機やネットワーク等を販売する企業であり、今後対象企業をリスト化しコンタクトする予定）及び直販経由にて販売する計画であります。なお、当該商品サービスは当社と利用者が直接契約する形となり、当社の課題である「顧客リレーションシップの希薄化」を解決するための取り組みを実行することが可能となります。利用者からのニーズを引き出し、商品サービスに反映することにより、高い契約継続率を実現することが可能になり、収益の拡大となると考えています。

・クラウド関連の市場は、2013年に向け、年率20%で成長することが予想され、2014年には3,600億円以上の市場規模が想定されます。特に、運用管理系はクラウドへの移行が比較的容易であると考えられるため、当社の主要な商品でありますゼンド製品やアプライアンス製品を、当該市場へ投入し収益拡大を図ってまいります。矢野総研及びノークリサーチの調査)

・マイクロソフト社の調べによると、約40%の中小企業（日本を含む16か国の3,000社へ調査を実施）が、今後3年以内にクラウド・サービスの利用を検討している状況であります。

・当社は、クラウド関連事業においては、平成24年12月期には売上0.4億円を計画しております。

(iii) ゼンド商品のOEM事業

平成24年1月より、ゼンド商品の価格競争力を前面に押し出し、Webシステムを開発・運用している企業や団体をマーケットとしているIHV及び中小のPCサーバシステムの販売業者に対してZend ServerをOEMとして提供を行う計画であります。

※IHV (Independent hardware vender) : オリジナル製品を開発・販売しているベンダーや特定のハードウェアメーカーの傘下に入っていないサードパーティーと呼ばれる独立系のハードウェア企業の総称をいう。

※Zend Server : Webシステムとして開発したアプリケーションを高性能に稼働させるためのミドルウェアに分類されるアプリケーション・サーバ（ゼンド・ジャパンの商品）

・具体的には、今後、中小のハードウェアベンダー等と業務提携（現在、複数のベンダーと交渉中）を行い、ハードウェアベンダーの商品へ、Zend Serverをバンドルし、ユーザーに当初6か月間はお試しにて無償で使ってもらいます。6か月後、ユーザーが継続利用を希望する場合、有償版として更新手続きを実施してもらい、サブスクリプション課金を行います。ハードウェアベンダーからすると、コストの増加なしに自社商品のオプションが増加し競争力が増し、ユーザーからすると、6か月間のお試し期間がありリスクが減少し、当社からすると、マーケティング・営業等はハードウェアベンダーのリソースを利用することができます。

・ゼンド製品は、PHPをベースにしたWebの開発環境及び運用環境を構築する製品であり、W3Tech.comの調べによると、全世界の公開Webの内、70%以上はPHPをベースに構築されており、当社といたしましては、今回販売方法を変えることにより、ユーザーのスイッチング・コストや新たに投資する障壁を下げることができ、販売増に繋がると予測しております。

・当社は、ゼンド商品のOEM事業においては、平成24年12月期には売上0.1億円を計画しております。

今回の第三者割当増資による新株式の発行により調達した資金174百万円のうち、未払金の支払として約50百万円、既存事業の運転資金として約38百万円を充当します。これは当社が債務不履行による取引停止にならないためにも必須な金額になります。また当社は、上記新規事業のために、約86百万円を投入します。これは当社が収益性の改善を図り黒字転換するための事業構築に必須な金額になります。これらの既存事業及び新規事業への投資により、平成24年12月期に売上高6億円、経常損益で収支均衡を目指す体制を構築することができ、また当社の最優先課題である債務超過を解消することが可能であるため、希薄化率は大規模なものになりますが、本第三者割当増資により債務超過を解消でき、株主利益の保護につながることから、規模の相当性は合理的と考えます。

・本件事業に関するリスク

当該新規事業に関して、以下の事業リスク等があります。

中古パソコン事業：当該市場に精通した人員を採用する予定であります。当該個人が何らかの理由により採用できない場合は、中古パソコン事業を推進できなくなる恐れがあります。なお、当社は、当社業績の浮上を、中古パソコン事業に依存しているため、当該事業が上手く行かない場合、相当のダメージを受ける可能性があります。

当社は独自の市場調査（インターネットを用いた競合と市場の調査、及び当該事業に関する仕入先や販売先及び同業他社へのヒアリング等）を行い、仕入価格、仕入商品構成、販売価格、市場規模等の条件を想定して事業計画を策定しております。実際に新規事業を展開するに際し、当社が想定した条件と乖離する事があった場合には、当社が予想する収益及び利益が確保できない恐れがあります。

中国及び東南アジアで中古パソコンを販売するに際し、現在は、中古パソコン価格は新品パソコンより低価格であります。新品パソコンの価格が大幅に下落した場合には、中古パソコンの需要が低下し、当社が予測した収益は確保できない恐れがあります。

また、当社は仕入価格を下げる為、当初はリース会社からの仕入れをメインとし、徐々に Web 経由の一般会社からの仕入れを増やす計画にしておりますが、当該仕入れソースのシフトが予定通りに進まず仕入価格を下げる事ができないリスクが想定されます。なお、当該事業の収益性向上の鍵は、Web 経由の買取量の増加による原価率の低減であります。

クラウド関連事業：新規で人員（エンジニア）を採用する予定でありますので、当該新規事業に関して適切な人員採用ができない場合は、新規事業を推進できない、若しくは、開始が遅れる恐れがあります。実際に新規事業を展開するに際し、当社が想定した条件と乖離する事があった場合には、当社が予想する収益及び利益が確保できない恐れがあります。

当社は独自の市場調査（インターネットを用いた競合と市場の調査、及び当該事業に関する仕入先や販売先及び同業他社へのヒアリング等）を行い、仕入価格、仕入商品構成、販売価格、市場規模等の条件を想定して事業計画を策定しております。実際に新規事業を展開するに際し、当社が想定した条件と乖離する事があった場合には、当社が予想する収益及び利益が確保できない恐れがあります。

当該新規事業は、販売チャネルを中小のハードウェアベンダーに依存する為、ハードウェアベンダーの経営環境変化や当社と当該ベンダーとの関係の変化により、当該新規サービスの提供に影響が出る恐れがあります。また、当該新規事業の領域における技術進歩は著しく、当社が展開を考えているサービスが急速に陳腐化し、想定した収益が上がらない恐れがあります。

ゼンド OEM 事業：新規で人員（営業）を採用する予定でありますので、当該新規事業に関して適切な人員採用ができない場合は、新規事業を推進できない、若しくは、開始が遅れる恐れがあります。実際に新規事業を展開するに際し、当社が想定した条件と乖離する事があった場合には、当社が予想する収益及び利益が確保できない恐れがあります。

当社は独自の市場調査（インターネットを用いた競合と市場の調査、及び当該事業に関する仕入先や販売先及び同業他社へのヒアリング等）を行い、仕入価格、仕入商品構成、販売価格、市場規模等の条件を想定して事業計画を策定しております。実際に新規事業を展開するに際し、当社が想定した条件と乖離する事があった場合には、当社が予想する収益及び利益が確保できない恐れがあります。

当該新規事業は、販売チャネルを中小のハードウェアベンダーに依存する為、ハードウェアベンダーの経営環境変化や当社と当該ベンダーとの関係の変化により、当該新規サービスの提供に影響が出る恐れがあります。また、当該新規事業の領域における技術進歩は著しく、当社が展開を考えているサービスが急速に陳腐化し、想定した収益が上がらない恐れがあります。

（3）当該資金調達の背景、目的及び理由

当社は、平成 23 年 6 月 24 日付で第三者割当による新株式発行（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ）により、当初は同年 8 月に臨時株主総会を開催し新たな資金調達を行う予定であった為、同年 6 月及び 7 月の運転資金及び事務所移転費用等の資金として、30 百万円を調達いたしました（金銭債権の現物出資 65 百万円と併せると、総額 95 百万円の調達）。しかしながら、本年 8 月末までに新たな資金調達を行わなかった為、

平成 23 年 8 月末の現金及び預金残高は 538 千円となり、常勤役員の役員報酬等の支払遅延、一部の支払先に対しての未払金等について支払遅延が生じ、支払猶予を要請しております。また、後述いたしました福井義高氏（以下「福井氏」という）及び齊藤孝氏（以下「齊藤氏」という）から合計 20 百万円を借入れ、平成 23 年 9 月及び 10 月の運転資金に使用し、平成 23 年 10 月末時点における、当社グループの預金残高は 9,702 千円であり、1 ヶ月先の資金繰り計画さえも立てられず、資金難による上場廃止リスクや倒産リスクに直面している状況であります。当社は、平成 23 年 6 月 24 日付けで、第三者割当増資を実施しましたが、前述いたしましたとおり、本年 7 月までの運転資金相当額のみでの調達であり、十分な調達を実施したとは言えず、そのために一部の支払先に対して支払遅延が生じ、支払猶予を要請し、当社取締役等からの借入等によりキャッシュ・ポジションを維持しており、資金的に逼迫した状態で会社を運営してきております。今後も現在の状況を継続できる保証はないため重大な資金難による上場廃止リスクや倒産リスクが存在しております。

また、前述いたしました新規事業として中古パソコン事業、クラウド関連事業及びゼンド商品の OEM 事業の展開により、平成 24 年 8 月に営業利益において、黒字転換し、翌 9 月から営業キャッシュ・フローも黒字転換する計画であります。当該新規事業の展開により、収益性の改善を図り、早期に黒字化を達成すべく、当社の事業計画を遂行するために、平成 24 年 9 月までの事業資金及び運転資金の合計約 218 百万円を要します。

さらに、前述いたしましたとおり、平成 22 年 12 月期末において 95 百万円、また平成 23 年 12 月期第 3 四半期末において 165 百万円の債務超過に陥っている状況であり、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場における上場廃止基準への抵触を回避するため、平成 23 年 12 月期末までに、既存の株主のご心配を払拭し、投資家の皆様が安心して当社へ投資できる様、増資を実施することにより資本増強を図り、早急に当該債務超過を解消する必要があります。

当社は、前述いたしましたとおり、平成 23 年 6 月 24 日付の第三者割当増資では平成 23 年 7 月までの運転資金までしか調達できなかつたため、平成 23 年 9 月に福井氏及び齊藤氏から当面の運転資金として、同年 9 月及び 10 月の当社の運営経費等（人件費、家賃、監査法人や信託銀行等への支払手数料等）の支払いを行うため、総額 20 百万円借入れております。今後当該借入の返済資金を要します。

これら資金ニーズを満たすことは、当社の企業価値の維持向上を実現し、既存株主の利益の維持向上に繋がることと判断いたしております。当該資金ニーズを満たせない場合、上場廃止リスクや倒産リスクが顕在化することになり、最大のリスクである株主利益の毀損へとつながる恐れがあります。詳細は後述する「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおりですが、当社の課題であります、(i) 債務超過の解消、(ii) キャッシュ・ポジションの改善、及び (iii) 早期黒字化を実現し企業価値の向上を図り株主利益の維持向上を実現していくための、平成 23 年 12 月までの滞納未払金の支払資金、平成 24 年 5 月までの事業資金及び運転資金の確保に向け、総額約 220 百万円（金銭出資及び現物出資の総額）の調達を今回の新株式発行の目的としております。

（4）資金調達の方法を選択した理由

当社は、資金調達の手段の可能性について検討を重ねてまいりましたが、銀行借入等の間接金融による資金調達は、現在、債務超過である財務状況から非常に難しい手段であります。銀行借入等の間接金融を将来的に実行する際にも、いち早く債務超過を解消し、財務体質の健全化を図らなければならないと判断し、直接金融による資金調達を検討してまいりました。直接金融での資金調達におきましても、公募増資については、債務超過であり、継続企業の前提に関する注記を記載していることから十分な応募が期待できないと判断いたしました。そこで、株主割当増資も検討いたしました。債務超過を解消するための必要な増資資金が確保できる確実性が乏しいため検討から除外することとしました。また、社債、転換社債については、当社が債務超過であり、担保に提供する資産もなく、金利支払余力もないため、応募する投資家がいないと判断しました。新株予約権の発行による調達も検討しましたが、潜在的な希薄化懸念が発生すること、及び新株予約権の特性上、時価が行使価額を下回る状況においては行使が進まないリスクがあること等を考慮し、債務超過の状況であり、資金ニーズの高い当社にとりましてはリスクの高い方法と判断しました。

そこで、現在の今期の利益計画によって予想される債務超過額が解消でき、運転資金等の確保の確実性が高く、短期間で安定的な資金の確保が可能である第三者割当による新株式を当社の状況を理解していただける山田等の割当先に対して行うことが最善の手段と判断いたしました。

(5) 前取締役である山田至人に今回の第三者割当を引き受けていただく理由

①山田至人

(ア) 山田が平成22年11月に当社に資金を貸付けた経緯、並びに、当社取締役に就任した経緯

当社は、平成22年11月に当社従業員から株式会社ジャパンキャピタル（以下「ジャパンキャピタル」という）の三谷社長を紹介され、同社との協議の結果、当社と同社との間で資金調達等に係るコンサルティング契約を締結しました。当社は、ジャパンキャピタルの紹介により山田との間で資金調達の協議を行い、平成22年11月に当社は山田から資金を借入れました。

当初、山田が当社の社外取締役に就任する予定はありませんでした。しかしながら、当社は、平成23年2月、山田の病院経営者としての経験を買ひ、山田へ当社社外取締役への就任意向を確認したところ、山田も当社への出資を検討する中で、厳しい経営環境に直面している当社において、自分自身の病院経営の経験を活かして、当社経営に参画し当社の業績回復へ貢献したい意図を持つようになっていたため、平成23年3月29日開催の当社定時株主総会において社外取締役候補として選任を付議し、当該株主総会において選任されるに至りました。

(イ) 山田が平成23年6月に当社の第三者割当による新株式を引き受けた経緯

当社は、平成22年11月より、事業資金及び運転資金を確保するため、平成22年中の資金調達を検討しておりました。当時、平成23年3月29日開催の当社定時株主総会において当社社外取締役に選任されました山田氏を割当先とした第三者割当増資を検討しておりました。当時、山田は当社の社外取締役に就任する意思は持っておらず、一投資家として当社と協議しておりました。

しかしながら、平成22年12月以降の社内不祥事等（以下「本不祥事等」という）の発生により、当社にて本不祥事等に関する事実及び原因等を調査し、再発防止策の実施を開始することに重点を置いたため、増資を実施するための手続きやコーポレートアクションをとることができませんでした。当面の事業資金及び運転資金を確保するため、山田との協議により、当社が増資を実施するためのコーポレートアクションを実行するまでの間の必要な資金をブリッジローンすることとしました。昨年11月に一回目の総額20百万円のブリッジローンを実施する際（その後、本年2月10百万円、本年4月25.5百万円、本年5月10百万円、計65.5百万円の借入）、当社と山田との間で覚書を締結し、直近の増資時にデット・エクイティ・スワップを行い、優先的に新株式を割り当てる取り決めをしておりました。保有する金銭債権をデット・エクイティ・スワップにより新株式へ切り替える必要がありました。平成23年1-2月頃までには、増資を実施するためのコーポレートアクションを実行することが可能になると想定したため、山田へは平成23年1-2月頃までには第三者割当増資を実施する予定の旨を話しておりましたが、本不祥事等の発生及びこれに対する調査という当社の事情により山田を割当先とする第三者割当増資が、当初の昨年中という予定からすると6か月程遅れました。従いまして、当社といたしましても、それ以上に遅らすことは、それまで構築してまいりました当社と山田との間の信頼関係に悪影響を与える恐れもあり、ひいては山田から当社への出資に悪影響を与える可能性があります。これらの理由から、可能な限り早いタイミングにて本新株式を割り当てる必要があったため、平成23年6月の第三者割当による新株式発行時に現物出資をお願いした次第であります。

(ウ) 山田が当社取締役に辞任した経緯

山田は、当社の平成23年6月24日付の第三者割当増資が無事に完了したことを受けて、平成23年6月末ごろ、当社取締役会に対して、当社取締役に辞任したい旨の意思表示がありました。山田が本業である病院経営が取締役会へも満足に出席できないくらい多忙となり、満足に当社の経営に関与できないため、山田が当初から考えていた一投資家として当社を支援したために辞任をしたいという理由でありました。しかしながら、当社は、平成23年6月初旬より、医療法人向けの音声認識ソフトウェア（音声認識システムを利用した電子カルテシステム）の展開を検討しており、将来当該事業を行う場合は、医師である山田のノウハウ等が必要であったため、取締役に残留する旨引きとめました。また、当該音声認識ソフトウェアの販売に関しては、医師会へのネットワークが必要と考えていましたので、当社の取締役である山田の紹介で営業活動したほうが、社外の山田からの紹介で営業活動というより医療法人に営業活動をかけやすいとの当社代表取締役佐藤から山田に説明し、山田から理解を得ておりました。

今般、新株式発行による資金調達にあたり、事業計画を検討した時点において、音声認識ソフトウェアの事業化は時間や投資を要するため、早急に収益ベースの構築が必要な当社にとって、既に売上及び利益が計上されて

いる会社を買収することにより収益ベースを構築すべきと考えていたため、増資により調達する資金を買収資金に充当する計画で資金調達を計画しておりました。買収候補先とは、平成 23 年 8 月中旬より交渉を始め、平成 23 年 9 月下旬には買収する方向性を決め、音声認識ソフトウェアの事業化を保留にしたため、平成 23 年 10 月初旬、山田から再度、辞任したい旨の意思表示がありました。当社といたしましては、任期満了（平成 23 年 12 月期の定時株主総会）までは社外取締役として任に就いていただける様慰留いたしましたが、前述いたしましたとおり、一身上の都合により辞任の意思が固かったため、これを取締役会はやむなく応諾し、平成 23 年 11 月 14 日付けにて、正式に辞任届を受理したものであります。なお、平成 23 年 10 月中旬、当該買収計画が不調に終わったため、当社の既存のアセットやノウハウを利用できる中古パソコン事業を中心に事業の再構築を行うと決定しました。

なお、前述の音声認識ソフトウェアの事業化に関しましては、中古パソコン事業の再構築を推進しながら、資金面や開発に要する時間、市場への展開方法などの準備を並行して進めることにしていますが、新年度の事業計画には盛り込まないこととしました。

(エ) 前取締役である山田に対して有利な条件で新株式を割当てる理由及び臨時株主総会で承認決議を得ることについて

当社は、平成 23 年 6 月 24 日付で当社の筆頭株主となり、次回の第三者割当増資を行うにあたり、主たる割当先と予定していた山田に対して、新株式の発行について、平成 23 年 6 月 24 日に発行した新株式の発行価額の同額である 1,000 円をお願いしたい旨の交渉を平成 23 年 7 月から正式に開始しました。しかしながら、平成 23 年 7 月初旬に、今期の第 2 四半期連結累計の売上高が平成 23 年 4 月 28 日に開示した予想金額 44 百万円を下回る見込みになり、山田から今期の第 2 四半期連結累計期間の売上高、当期純損失等が確定し、今期の第 2 四半期連結会計期末の債務超過額が確定するとともに、今期の通期連結業績予想及び債務超過額予想が確定するまで第三者割当増資の引受について交渉できない旨の回答がありました。

その後、今期の第 2 四半期連結累計の業績数値が確定してくる過程において、今期の通期連結業績予想が下方修正され、今期の債務超過額は平成 23 年 4 月 28 日に開示した業績予想に基づく予想金額よりも大きく増加することが判明し、山田が取締役就任時から要請している現状の事業による売上高の増加及びコスト削減、並びに、収益力の拡大を目的とする事業提携先を確定させることができないようであれば、今後の金融支援について消極的にならざるを得ない及び今期予想する債務超過額が 1 億円を超える場合には、当該債務超過を解消できる増資金額をすべて負担できない旨の回答が今期の第 2 四半期決算短信発表後にありました。また、同時に、山田からは、今回、当社株式を引受けるにあたり、割当てられる株式の発行価額は山田以外の割当先と同額であることを要請されました。

当社が平成 22 年 12 月期に債務超過に至った理由は、昨年度発生した前代表取締役の当社上海子会社の無償かつ無断譲渡により、不正損失として約 195 百万円を特別損失として計上したことによります。当該特別損失が発生していなければ、本年 6 月 24 日付で山田を主たる出資者として総額 95 百万円の増資を実施したこともあり、今期の第 3 四半期末の純資産額はプラスの状況であったと推定されます。平成 23 年 3 月に社外取締役に就任していただいた山田には、平成 22 年 11 月から金融支援をしていただき、当社の運転資金が窮する場合に資金援助を依頼している先であり、当社が平成 22 年 11 月以降、資金ショートを起こさず、債務不履行等の事態に陥らなかったのは、山田が金融支援したことが大きく影響しております。

今回第三者割当増資は、滞留債務の支払資金、運転資金及び新規事業である中古パソコン事業等に係る事業資金を調達するとともに、債務超過を解消することが目的であります。山田以外の割当先から調達する資本は約 150 百万円であります。本年 12 月末時点において、保守的に見て約 200 百万円程度の債務超過を想定しており、当該増資金額では債務超過を解消する金額に到達できませんでした。そのため、山田から出資を仰がなければ、債務超過を解消できません。当社は前取締役である山田に対して当社株式の時価に近い価格水準にて増資に応じていただくことを依頼しましたが、他の割当先と同じ発行価額でないと応じられない旨の回答でありました。山田が他の割当先と同じ発行価額 620 円でないと応じられない旨の回答を行った理由としましては、当社が山田以外の割当先に対して 620 円にて新株式を発行した場合、発行後、株価が発行価額付近まで下落する可能性があり、発行後、割当先間にてリスクの不均一さが存在するからであります。当社といたしましては、平成 23 年 11 月 14 日まで取締役であったことから、リスクの不均一さがあって当然のことと考えており、この姿勢にて交渉いたしましたが、山田より理解が得られませんでした。従って、このまま割当先間にてリスクの不均一さが存在す

る増資を実施したとしても、増資の成否に疑問が生じます。つまり、山田への発行価額が時価、他の割当先への発行価額が620円の場合、当社株式の時価が他の割当先への発行価額である620円に近づき、山田への発行価額と乖離する可能性があり、その様な場合、失権リスクが高まります。失権リスクが顕在化すると、債務超過の解消に必要な額を調達することができず、既存株主の利益を毀損する恐れがあることから、前取締役である山田に対して、発行後の割当先間のリスクの不均一さを除外し、すなわち、他の割当先と同条件にて今回の第三者割当増資を引き受けていただき、債務超過を解消することが最優先と考えており、山田に第三者割当増資に応じていただくことが、当社の企業存続の確保、経営破たんの回避、上場維持が可能となり、そのことが既存株主にとって最善であると判断いたしました。なお、前回山田を割当先とする第三者割当増資時は、他の割当先と差を付け、時価にて発行しております。前回取締役であった山田に対して、他の割当先と差を付け、時価にて発行いたしましたのは、当社と取締役としての山田との交渉であったからであります。今回は、当社と一投資家としての山田との交渉であったため、リスクの不均一さを除外するため、他の割当先と同条件にて発行することとしました。当該第三者割当の新株式の発行価額は620円であり、会社法第199条第3項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当します。また、大規模な第三者割当になり大幅な希薄化にもなります。そこで、山田に対しても特に有利な条件にて新株式を割り当てることに関することも含めて、平成23年12月27日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様のご承認を得ることを予定しております。

なお、当社取締役会は、コーポレート・ガバナンスの観点から、山田が取締役及び今回の資金調達における投資家候補という二重人格であることに起因する弊害を排除するため、平成23年7月以降の当該第三者割当に係るスキームや株価等条件に関する審議、決定プロセスにおいて、前取締役である山田を除いて議論を行っており、山田は当該第三者割当に係る審議に一切参加しておりません。

(6) 福井義高（以下「福井氏」という）氏及び齊藤孝（以下「齊藤氏」という）氏が当社に対して保有する金銭債権を本件増資時に現物出資（デット・エクイティ・スワップ）する理由

1. 募集概要の【株式発行に係る募集】及び(3)当該資金調達の背景、目的及び理由にて記載いたしましたとおり、本新株式発行において、発行価額の総額219百万円ですが、内19百万円は福井氏及び齊藤氏が当社に対し保有する金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の方式によります。

当該現物出資を本件増資時に行う理由は以下になります。

①福井氏

当社は、平成23年8月下旬に福井氏に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していたM&Aの計画を説明し、当面の運転資金について借り入れることを交渉し、協議の結果、平成23年9月1日及び8日に各5百万円で合計10百万円を借入れ、金銭消費貸借契約を締結しました。借入れるに際し、当社はある会社を買収するに伴い、当該買収資金を別途投資家より約1億円借入れる計画であり、当該借入資金が平成23年10月末までに当社に入金され、当該資金にて買収を行い、被買収企業の株主は売却により得た資金にて、当社の増資へ応じる予定であり、その資金で返済する予定で福井義隆と返済に関して交渉する中で、キャッシュ・ポジションの改善は当社の経営課題であるので、平成23年10月頭、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済を提案し、福井氏より応諾いただきました。その後、平成23年10月初旬に当該M&Aは不調に終わったので、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を一旦白紙に戻しました。当社は、再度福井氏と返済に関する交渉を行う中、福井氏に今回の第三者割当による新株式発行に当たり、平成23年12月28日に現金にて引受けを依頼し、当該資金により返済をお願いしたいと依頼しましたが、福井氏に応諾が得られませんでした。また、当社は、当社の前取締役であった山田と本年10月初旬以降交渉を行い山田から資金を調達し、返済を行うことを検討しましたが、当該返済資金のための貸付に応じてもらうことができず、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済しか手段がなくなりました。結果として、当社は、当社が運転資金に窮する時期に貸していただいた福井氏との関係を悪化させないためにも、福井氏と協議し、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）に応じていただくことになりました。

②齊藤氏

当社は、平成23年8月下旬に齊藤氏に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していたM&Aの計画を説明し、M&A資金について借り入れることを交渉し、協議の結果、平成23年9月22日に10百万円を借入れ、金銭消費貸借契約を締結しました。借入れるに際し、当社はある会社を買収するに伴い、当該買収資金を別途投資家より

約1億円借入れる計画であり、当該資金にて買収を行い、被買収企業の株主は売却により得た資金にて、当社の増資へ応じる予定であり、その資金で返済する予定で齊藤氏と返済に関して交渉する中で、キャッシュ・ポジションの改善は当社の経営課題であるので、平成23年10月頭、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済を提案し、齊藤氏より応諾いただきました。その後、平成23年10月初旬に当該M&Aは不調に終わったので、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を一旦白紙に戻しました。齊藤氏からは当該借入金について、M&A資金としてではなく、運転資金として充当することの了承をもらいました。当社は、再度、齊藤氏と返済に関する交渉を行う中、齊藤氏に今回の第三者割当による新株式発行に当たり、平成23年12月28日に現金にて引受けを依頼し、当該資金により返済をお願いしたいと依頼しましたが、齊藤氏に承諾が得られませんでした。また、当社は、当社の前取締役であった山田と本年10月初旬以降交渉を行い山田から資金を調達し、返済を行うことを検討しましたが、当該返済資金のために貸付にに応じてもらうことができず、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による返済しか手段がなくなりました。結果として、当社は、当社が運転資金に窮する時期に貸していただいた齊藤氏との関係を悪化させないためにも、齊藤氏と協議し、金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）に応じていただくことになりました。

なお、同じ時期に借入を行ったにもかかわらず、福井氏と齊藤氏への返済期限が違う理由は、当社は両名に対して、平成23年12月20日を返済期限とする交渉を行いました。福井氏より、了承が得られなかったからです。

③金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

(ア)	福井氏が当社に対して有する金銭債権の元本	10,000,000円
	借入日及び借入金額	平成23年9月1日 5,000,000円
		平成23年9月8日 5,000,000円
	返済期日	平成23年10月31日
	利率	年利5.0%
	その他	未払利息が平成23年10月31日現在78,767円あり、それ以降も増加し続けておりますが、本件増資による現物出資の払込をもって債務免除の予定であります。なお、未払利息は、 $5,000,000円 \times 5\% \div 365日 \times 61日 = 41,781円$ 及び $5,000,000円 \times 5\% \div 365日 \times 54日 = 36,986円$ により算出されています。また、金銭債権の元本10,000,000円から本新株式の払込金額9,999,980円を控除した20円についても債務免除の予定です。
(イ)	齊藤氏が当社に対して有する金銭債権の元本	10,000,000円
	借入日及び借入金額	平成23年9月22日 10,000,000円
	返済期日	平成23年12月20日
	利率	年利5.0%
	その他	未払利息が平成23年10月31日現在54,794円あり、それ以降も増加し続けておりますが、本件増資による現物出資の払込をもって債務免除の予定であります。なお、未払利息は、 $10,000,000円 \times 5\% \div 365日 \times 40日 = 54,794円$ により算出されています。また、金銭債権の元本10,000,000円から本新株式の払込金額9,999,980円を控除した20円についても債務免除の予定です。

(7) その他の割当先について

①木下文信（以下「木下氏」という）

当社は、平成23年9月上旬から中旬にかけて、木下氏に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していたM&Aの計画を説明しましたが、M&Aについて難色を示し、その当時は割当先にに応じていただけませんでした。その後、平成23年10月初旬に当該M&Aは不調に終わったため、中古パソコン事業等の事業計画を説明し、当該割当先にに応じていただくことになりました。

②中武賢臣（以下「中武氏」という）

当社は、平成23年9月上旬から中旬にかけて、中武氏に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していたM&A

の計画を説明し、M&A 資金の貸付等に応じ、第三者割当による新株式の割当先に応じていただくことになりました。その後、平成 23 年 10 月初旬に当該 M&A は不調に終わったため、中古パソコン事業等の事業計画を説明した上で、当該割当先に応じていただくことになりました。

③加藤信子（以下「加藤氏」という）

当社は、平成 23 年 9 月上旬に、加藤氏に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していた M&A の計画を説明し、M&A 資金の貸付等に応じ、第三者割当による新株式の割当先に応じていただくことになりました。その後、平成 23 年 10 月初旬に当該 M&A は不調に終わったため、中古パソコン事業等の事業計画を説明した上で、当該割当先に応じていただくことになりました。

④中山隆之（以下「中山氏」という）

当社は、平成 23 年 9 月上旬に、中山氏に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していた M&A の計画を説明しましたが、M&A について難色を示し、その当時は割当先に応じていただけませんでした。その後、平成 23 年 10 月初旬に当該 M&A は不調に終わったため、中古パソコン事業等の事業計画を説明し、当該割当先に応じていただくことになりました。

⑤アーク株式会社（以下「アーク社」という）

当社は、平成 23 年 9 月下旬に、アーク株式会社の代表取締役である花岡正敬に当社の事業計画、資金計画及び当時進行していた M&A の計画を説明しましたが、その当時は割当先に応じるかどうかの回答を得る前に当社予定の金額に達したため、当社から締切させていただけました。しかしながら、平成 23 年 10 月初旬に当該 M&A は不調に終わったため、中古パソコン事業等の事業計画を説明し、当該割当先に応じていただくことになりました。

（8）本第三者割当による新株式の発行リスク

①新株式の発行に関するリスク情報

（ア）株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は 354,838 株となります。これは本日現在の当社の発行済株式数 297,895 株に対し、119.1%に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴います。しかしながら、本新株式の発行により調達した資金は、当社の事業計画に沿って、収益の改善化及び財務体質の強化に使用し、当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へつながるものと考えております。

（イ）新株式の失権リスク

株価及び割当先の環境変化等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は運転資金の確保ができず、当社の事業計画に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことに関しては、預金通帳等の写しを受領し、引受金額に対して相応な払込可能残高があることを確認し、割当先の資金力を確認しております。

（ウ）株主構成変動のリスク

本新株式発行により新たに主要株主の異動が生じると共に、主要株主構成に変動が生じます。今回の第三者割当増資により、今回の割当先であります山田及び木下氏が当社議決権の 27.3%、12.3%となり、木下氏は新たに主要株主となります。両者の保有する当社議決権は合計 39.7%を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つこととなります。しかしながら、山田及び木下氏は全く関係がないため、これら議決権を共同で行使することはない旨を口頭で確認しております。

また、今回の割当先について、ジャパンキャピタルから紹介されておりますが、すべての割当先は独立しており、ジャパンキャピタルが中心となって、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを口頭にて確認しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

新株式発行による調達額	金 199,999,600 円
新株式発行諸費用（注1）	金 25,469,958 円

新株式発行による差引手取概算額（注2）

金 174,529,642 円

注1：新株式発行諸費用には、有価証券届出書等作成費用 900,000 円、割当先等調査費用 800,000 円、臨時株主総会開催費用 3,000,000 円、登記費用 769,998 円、及びジャパンキャピタルに対するファイナンシャル・アドバイザー報酬（金銭による払込金額に対する割合 10%）19,999,960 円が含まれます。

注2：新株式発行による調達額について、219,999,560 円の調達額の内、19,999,960 円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ）されることにより新株式が発行されるものであり、現実の払込は 199,999,600 円になります。

①福井氏からの借入金の資金使途

契約締結日	入金日	借入金額	使途
平成 23 年 9 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日	5 百万円	給与 5 百万円、社会保険料 1 百万円、監査報酬 1 百万円、FA 報酬 1 百万円、家賃 0.5 百万円、経理外注費 0.5 百万円及び上場費用 1 百万円
平成 23 年 9 月 7 日	平成 23 年 9 月 8 日	5 百万円	

②齊藤氏からの借入金の資金使途

契約締結日	入金日	借入金額	使途
平成 23 年 9 月 22 日	平成 23 年 9 月 22 日	10 百万円	給与 5 百万円、監査報酬 1 百万円、FA 報酬 1 百万円、家賃 0.5 百万円、経理外注費 1.5 百万円、及びその他経費 1 百万円

（2）調達する資金の具体的な使途

①新株式

具体的な使途 （具体的な使途は、差引手取概算額のうちの実際手取概算額を基準に記載しております。）	金額（百万円）	支出予定時期
① 平成 23 年 12 月までの支払遅延している未払金等（社会保険料 8 百万円、税金 20 百万円、弁護士報酬等その他の経費 22 百万円）	約 50 百万円	平成 23 年 12 月～平成 24 年 9 月
② 平成 24 年 5 月までの既存事業運転資金（人件費 25 百万円、監査・弁護士報酬等その他の経費 13 百万円）	約 38 百万円	平成 23 年 12 月～平成 24 年 5 月
③ 中古パソコン投資資金（倉庫敷金 1 百万円、ウェブサイト制作資金 5 百万円）	約 6 百万円	平成 24 年 1 月
④ 中古パソコン事業運転資金（3 か月分の仕入代金 58 百万円、人件費 7 百万円、家賃等の経費 6 百万円）	約 71 百万円	平成 24 年 1 月～5 月
⑤ クラウド事業投資資金（ソフトウェア開発費 3 百万円）	約 3 百万円	平成 24 年 1 月
⑥ クラウド事業運転資金（人件費 3 百万円）	約 3 百万円	平成 24 年 1 月～5 月
⑦ ゼンド OEM 事業運転資金（人件費 3 百万円）	約 3 百万円	平成 24 年 1 月～5 月
合計金額	約 174 百万円	

当社は、本件増資により調達する手取金につきましては、重点的に、滞納資金の支払、リナックス事業やゼンド事業等既存 IT 事業に係る運転資金、新規事業である中古パソコン事業、クラウド事業及びゼンド OEM 事業に対する投資資金及び運転資金として充当する予定であります。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金を滞納資金の支払、リナックス事業やゼンド事業等既存 IT 事業に係る運転資金、新規事業である中古パソコン事業、クラウド事業及びゼンド OEM 事業に対する投資資金及び運転資金に重点的に充当し、収益性の向上による早期での業績回復及び財務体質の大幅な強化を行い、当社の課題であります、(i) 債務超過の解消、(ii) キャッシュ・ポジションの改善、及び (iii) 早期黒字化の実現を図ることが、中長期的に株主価値を向上させる唯一の策であり、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

1 株当たりの発行価額につきましては、割当先との協議交渉の結果、620 円といたしました。

当社は、平成 22 年 11 月以降当社を支援していただいている当社の前取締役であった、平成 23 年 6 月 24 日付で当社の筆頭株主となり、次回の第三者割当増資を行うにあたり、主たる割当先と予定していた山田至人に対して、新株式の発行について、平成 23 年 6 月 24 日に発行した新株式の発行価額の同額である 1,000 円をお願いしたい旨の交渉を平成 23 年 7 月から正式に開始しました。しかしながら、平成 23 年 7 月初旬に、今期の第 2 四半期連結累計の売上高が平成 23 年 4 月 28 日に開示した予想金額 44 百万円を下回る見込みになり、山田至人から今期の第 2 四半期連結累計期間の売上高、当期純損失等が確定し、今期の第 2 四半期連結会計期末の債務超過額が確定するとともに、今期の通期連結業績予想及び債務超過額予想が確定するまで第三者割当増資の引受について交渉できない旨の回答がありました。

その後、今期の第 2 四半期連結累計の業績数値が確定してくる過程において、今期の通期連結業績予想が下方修正され、今期の債務超過額は平成 23 年 4 月 28 日に開示した業績予想に基づく予想金額よりも大きく増加することが判明し、山田至人が取締役就任時から要請している現状の事業による売上高の増加及びコスト削減、並びに、収益力の拡大を目的とする事業提携先を確定させることができないようであれば、今後の金融支援について消極的にならざるを得ない及び今期予想する債務超過額が 1 億円を超える場合には、当該債務超過を解消できる増資金額をすべて負担できない旨の回答が今期の第 2 四半期決算短信発表後にありました。また、同時に、山田至人からは、今回、当社株式を引受けるにあたり、割当てられる株式の発行価額は山田以外の割当先と同額であることを強く要請されました。

当社は今期に入り、中国におけるサービス事業を撤退し、過去の事業展開の失敗要因を分析するとともに、事業提携先等を模索しておりました。平成 23 年 4 月以降において、いくつかの事業提携先については具体的な協議を開始したものの、最終的には不調に終わりました。そこで、当社は新規事業として、中古パソコン事業、クラウド関連事業及びゼンド商品の OEM 事業に資金を投入し、事業展開することにより、当社の営業利益及び営業キャッシュ・フローの改善する事業計画を策定し、投資家に資金拠出を依頼しました。

当社は投資家に対して、当社に継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、資金調達を行わなければ、手元資金が尽きるとともに、経営破たんの懸念が生じ、事業の積極的推進による収益力の改善などに支障をきたす恐れがあり、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たすこと及びキャッシュ・フローの改善が最重要と考え、当社現存経営陣が主体として展開していく事業の継続維持及び拡大が見込まれることなど、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいたうえで、当社の手元資金が枯渇している状態であり、資金調達が急務となっていることを説明いたしました。

今回の割当先には、①来期以降は中古パソコン事業を中核として黒字転換におけるキャッシュ・フローの改善を目指す当社グループの事業戦略②会社の存続も危ぶまれる資金需要③当社現存経営陣が当社及び連結子会社の経営を継続することを株主として支持することを約し、当社株式を短期での売買を目的としてはおらず、当社の経営の安定と収益性の向上を支援し、中長期的視点に立った事業価値の向上を目指すことを投資方針とした当社経営の中立性及び独立性の確保④払込時期等を理解していただいたうえで、財務体質を安定させ、積極的に事業を推進することが黒字化への足がかりであるという当社の意向に賛同いただいた先に決定いたしました。

一方、発行価額に関しまして、本年 9 月、当社は、山田以外の発行条件等の交渉窓口であり、主たる出資者となる予定であった割当先と協議し、割当先の意見は株価の動向を勘案した上で、確実に引受に応じるためには、600 円以下で、かつ、当社株式の時価の 30%以上ディスカウントである有利発行による増資を強く要請されまし

た。当該主たる出資者となる予定であった割当先の大幅なディスカウントの根拠は、本年6月、当社の親会社であった株式会社LDHが相対取引により行った売却時の価格400円に置いたものでありました。前述いたしましたとおり、M&Aが不調に終わったため、交渉窓口を主たる出資者である木下氏とし、交渉を継続いたしました。

木下氏と交渉を開始した当初は、既に他の割当先へは主たる出資者であった割当先との間で合意していた価格にて話をしておりましたが、当社にとって少しでも有利な価格にて決定すべきと考え、当社は木下氏に対して当社の事業展開、経営強化、財務戦略等について再三の説明を行い理解いただいた上で、発行条件の交渉を行いました。割当先の決定及び発行条件については、既存株主への影響度を検討しつつも、債務超過による上場廃止、資金ショートによる経営破たんを回避するためには、発行価額についての条件は譲歩し、新株式発行条件を割当先に有利にせざるを得ないと判断し、当社としては、当該資金調達を行うことにより、当社現存経営陣が主体として展開していく事業の継続維持及び拡大が見込めることが黒字化に向けた今後の収益改善の観点からも重要であるとして条件交渉を行ってまいりました。

具体的な交渉内容につきましては、木下氏に当社グループの財務諸表等を精査していただきましたところ、当社グループの過去の経営成績は、平成22年12月期まで経常損益及び当期純損益で5期連続の大幅な赤字となっており、平成23年12月期第3四半期連結累計期間の営業損益は赤字であり、営業キャッシュ・フローもマイナスとなり、さらに、平成23年12月期第3四半期連結会計期間において165百万円の債務超過になっていることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現在においても当該状況を解消するには至っていないことを踏まえると、6カ月以内の短期売買としてではなく中長期保有の投資リスクをとるためには、時価ではなく、あらゆる要素を検討し、価格を算定したい旨の要望がありました。

協議の結果、当社の場合、債務超過であり、当期純利益もマイナスであるため、純資産方式、業界平均の予想株価純資産倍率、業界平均の予想株価収益率等を使って株価を算定することは適当でないと判断し、当社が提示している3カ年の事業計画が生み出されるフリー・キャッシュ・フローをベースにディスカウント・キャッシュ・フロー方式による株価算定が適当であるとの考えにいたりました。この様な状況の中、当社は当社の事業計画を基に3カ年のフリー・キャッシュ・フローを算定後、木下氏に提出し、それぞれが当該フリー・キャッシュ・フローを基に株価算定を行いました。

ディスカウント・キャッシュ・フロー方式の株価算定を行う場合、当社の資本コスト（割引率）によって、株価が大きく変動いたします。当社は、資本コストを30%とし、当該条件から得られる理論株価801円で平成23年10月中旬に株価の再交渉を開始しました。当社が、資本コストを30%としましたのは、本新株式の発行と同時に新株予約権の発行を検討しており、当該新株予約権の発行価額の算定を依頼していた第三者算定機関が当社の資本コストを59.05%（リスクフリーレート0.14%+市場プレミアム5%×ベータ1.137+53.68%）と算定しておりましたが、当社としましては、債務超過の解消が第一義的と認識するものの、既存株主への影響を考慮し、少しでも当社に有利な価額にて決定するために、当該資本コスト50%を適用するのではなく、当該資本コストの50%である30%を資本コストとしました。一方、木下氏から当社の資本コストが30%であることの妥当性に疑問が投げかけられ、当社のデフォルトリスク等を考慮した資本コスト56.01%が提示され、当該条件から得られる理論株価は427円を提示されました。

木下氏が、資本コストを56.01%としましたのは、当社から開示しました新株予約権の発行価額の算定書を参考に、リスクフリーレート0.41%+市場プレミアム5.0%×ベータ1.12+クレジット・コスト50%から算定しております。

当社は、木下氏が提示した理論株価427円を発行価額とした場合、必要な事業資金等が受け入れられる水準でないため、木下氏との間で、当社が提示する理論株価801円と割当先が提示する理論株価427円をベースに協議を重ねた結果、木下氏は427円以上の発行価額は受け入れない旨の主張でしたが、当社へ少しでも有利な発行価額とするための交渉を続け、木下氏が主張する発行価額に約200円を足した620円を発行価額とすることで合意いたしました。

具体的には、当社は木下氏が提示した427円を発行価額とすることはできない旨を申したところ、木下氏から（発行価額の協議を行っていた際に基準にした当社の平成23年10月21日の終値）1,041円から7.5%ディスカウント（前回のファイナンス時のディスカウント率）した価額を木下氏が考える資本コスト56.01%で割引いた金額である620円の提示を受けました。当社は、木下氏がこれ以上に譲歩は行わない、すなわち債務超過回避のためのファイナンスを実行できる最大限の価額と考えました。

平成 23 年 7 月以降、今回の割当先である山田至人を除く全取締役で構成した当社取締役会において、今回の第三者割当増資等に関するスキーム等を検討してきましたが、当社は、現在、債務超過であり、当該増資がなければ平成 23 年 12 月期末時点においても債務超過が解消できないため上場廃止となるだけでなく、今後も予想する営業キャッシュ・フローは赤字が続き、手元資金も枯渇し、経営破たんになる恐れがあり、当社を存続させるために、当該発行価額水準はやむを得ないと判断しました。

その結果、平成 23 年 12 月期末の債務超過を解消するためには、当該発行価額 620 円でなければ、必要な増資金額が確保できなく、他に現実的なより良い資金調達的手段はなく、今回の資金調達が実行できることで、運転資金の確保、事業基盤の構築及び財務基盤強化ができることから、当該増資により債務超過による上場廃止が回避でき、企業価値の向上、既存株主の持分価値の向上に資するものと判断し、当社取締役会は発行価額を 620 円とすることで決議しました。

また、当初新株予約権の割当先として予定していた岡野を除く当社監査役会から、当社の企業存続の確保、経営破たんの回避、上場維持、事業基盤の構築、財務基盤の強化及び資金調達を行う必要性から新株式の発行にかかる取締役会の決議における発行価額についてはやむを得ないという意見を得ております。

発行価額 620 円は、本第三者割当にかかる取締役会決議日前営業日（平成 23 年 11 月 22 日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値 908 円と比較してディスカウント率 31.7%、当社の直近 1 カ月の終値の平均値 970 円と比較してディスカウント率 36.1%、当社の直近 3 カ月の終値の平均値 1,004 円と比較してディスカウント率 38.2%、当社の直近 6 カ月の終値の平均値 1,084 円と比較してディスカウント率 42.8%であります。

当社株式は、大阪証券取引所に株式上場以来、市場価格で 620 円の値がついておらず、直近の平成 23 年 6 月 24 日の第三者割当増資の発行価額 925 円をも下回りますが、本条件における新株式の発行を行うことにより、債務超過による上場廃止、資金ショートによる経営の破たんの懸念が解消できるとともに、新規事業を展開し、収益構造の改善を図ることが可能となるため、結果として既存株主の価値の向上をもたらすことができると考えます。

したがって、本新株式の発行価額 620 円は、会社法第 199 条第 3 項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当することから、平成 23 年 12 月 27 日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株式発行の規模は、現時点での発行済株式総数 297,895 株に対して 354,838 株増加することとなり、議決権比率で 119.1%の希薄化が生じるため、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。

現在における当社の財務状況を鑑みますと、運転資金の確保、債務超過の回避、及び新事業の推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のため財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に資するものであります。

本第三者割当による新株式発行による希薄化と資金調達による財務基盤強化及び運転資金の確保は相反するものでありますが、この発行条件により一時的に大規模な希薄化が生じたとしても、当該条件によらなければ他に現実的なより良い資金調達的手段はなく、本第三者割当増資による資金調達が実施されない場合、当社の手元資金は枯渇し、経営破たんの懸念が生じ、これに加え事業の推進もできないこともあり、当社の企業存続のためには、発行数量及び株式の希薄化の規模はやむを得ないものであると判断し、当社取締役会は決議しました。

また、当社監査役会から、当社の企業存続の確保、経営破たんの回避、上場維持、事業基盤の構築、財務基盤の強化及び資金調達を行う必要性から当該増資にかかる取締役会の決議における発行数量についてはやむを得ないという意見を得ております。

したがって、前述の発行価額も考慮し、当該株式の希薄化についても、平成 23 年 12 月 27 日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

6. 割当先の選定理由等

（1）割当先の概要

①山田至人

(1)	氏名	山田 至人
(2)	住所	東京都大田区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	山田医院 院長
	所在地	東京都大田区羽田二丁目 22 番 3 号
	事業の内容	内科医院
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、当社株式 65,600 株保有し、現時点において持株比率 22.02%の当社の筆頭株主であります。
	人的関係	当該個人は、平成 23 年 11 月 14 日まで当社の社外取締役 に就いておりました。
	取引関係	該当事項はありません。
(5)	割当株式数	普通株式 112,903 株

②木下文信氏

(1)	氏名	木下 文信
(2)	住所	大阪府大阪市天王寺区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社フォーティーン 代表取締役
	所在地	大阪府大阪市中央区南船場四丁目 13 番 1 号
	事業の内容	不動産業
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
(5)	割当株式数	普通株式 80,645 株

③中武賢臣

(1)	氏名	中武 賢臣
(2)	住所	東京都渋谷区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	一般社団法人分子総合医学美容食育協会 理事長
	所在地	東京都墨田区江東橋二丁目 3 番 11 号
	事業の内容	分子整合医学及び食育基本法をもとに、病気の予防、美と健康の促進、食に対する知識を深め、豊かな美容、食育ライフを理解し伝えることを目的とした一般社団法人
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
(5)	割当株式数	普通株式 32,258 株

④加藤信子

(1)	氏名	加藤 信子
(2)	住所	大阪府守口市
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	無職
	所在地	—
	事業の内容	—
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
(5)	割当株式数	普通株式 32,258 株

⑤中山隆之

(1)	氏名	中山 隆之
(2)	住所	大阪府大阪市阿倍野区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社ニューライフスタイル 企画部長
	所在地	大阪府大阪市浪速区大国一丁目2番3号
	事業の内容	一般労働者派遣業
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
(5)	割当株式数	普通株式 32,258 株

⑥アーク株式会社

平成 23 年 11 月 4 日現在

(1)	商号	アーク株式会社	
(2)	本店所在地	岡山県岡山市北区表町一丁目4番68号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 花岡 正敬	
(4)	事業内容	整体、リハビリテーション事業	
(5)	資本金の額	1,000 千円	
(6)	設立年月日	平成 22 年 6 月 2 日	
(7)	発行済株式数	100 株	
(8)	事業年度の末日	5 月 31 日	
(9)	従業員数	4 名	
(10)	取引先	一般消費者	
(11)	取引銀行	トマト銀行	
(12)	大株主及び持株比率	花岡正敬（当該会社代表取締役）55 株（55%）齋藤典子（当該会社取締役）35 株（35%）齋藤直行 10 株（10%）	
(13)	当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。

	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
(単位：千円)		平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期
純	資			△7,557
総	資			3,955
1株当たり純資産(円)				△151,145
売	上			32,151
営	業			△8,026
経	常			△7,992
当	期			△8,057
1株当たり当期純利益(円)				△161,145
1株当たり配当金(円)				0
(15) 割当株式数				普通株式 32,258株

⑦福井義高氏

(1)	氏名	福井 義高
(2)	住所	東京都杉並区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社ファンタメルー 代表取締役
	所在地	東京都新宿区四谷二丁目11番9号
	事業の内容	化粧品関連製造販売、ヘヤーサロン用商材開発販売
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、当社株式200株保有し、現時点において持株比率0.06%であります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、総額10,000,000円の金銭債権を有しております。
(5)	割当株式数	普通株式 16,129株

⑧齊藤孝氏

(1)	氏名	齊藤 孝
(2)	住所	東京都江東区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	無職
	所在地	—
	事業の内容	—
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、当社株式2,000株保有し、現時点において持株比率0.67%であります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、総額10,000,000円の金銭債権を有しております。
(5)	割当株式数	普通株式 16,129株

なお、当該割当先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取

引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります、(i) 債務超過の解消、(ii) キャッシュ・ポジションの改善、及び(iii) 早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来収益源泉の獲得を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、当社は、資金調達の手段の可能性について検討を重ねてまいりましたが、銀行借入等の間接金融による資金調達は、現在、債務超過である財務状況から非常に難しい手段であります。銀行借入等の間接金融を将来的に実行する際にも、いち早く債務超過を解消し、財務体質の健全化を図らなければならないと判断し、直接金融による資金調達を検討してまいりました。直接金融での資金調達におきましても、公募増資については、債務超過であり、継続企業の前題に関する注記を記載していることから十分な応募が期待できないと判断いたしました。そこで、株主割当増資も検討いたしました。債務超過を解消するための必要な増資資金が確保できる確実性が乏しいため検討から除外することとしました。また、社債、転換社債については、当社が債務超過であり、担保に提供する資産もなく、金利支払余力もないため、応募する投資家がいないと判断しました。新株予約権の発行による調達も検討しましたが、潜在的な希薄化懸念が発生すること、及び新株予約権の特性上、時価が行使価額を下回る状況においては行使が進まないリスクがあること等を考慮し、債務超過の状況であり、資金ニーズの高い当社にとりましてはリスクの高い方法と判断しました。最終的には、当社の経営環境、経営課題及び経営戦略等を理解していただける候補先に対して第三者割当による新株式の発行を行うことを検討してまいりました。今回の割当先であります山田を除く割当先については、2.2億円規模の調達が可能で、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、当社の経営方針・経営計画に理解を示していただける投資家の紹介を当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルへ本年7月頃依頼し、本年8月頃より紹介を受け、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がないことを確認し、協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける割当先を選定いたしました。

なお、割当先等が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先等が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社企業情報センター（所在地：大阪府大阪市天王寺区生玉前町1番26号）に調査を依頼いたしました。その結果、割当先等すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。また、当該調査に加え、暴力団追放推進運動都民センターへ照会を行い、割当先等すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。更に当該センターへの照会に加え、警視庁及び都道府県警へ照会を行い、割当先等すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。

ただし、一部の割当先について以下の特記事項がありました。

(ア)平成18年7月、東京国税局査察により追徴有り。(注1)「追徴あり」という特記がある場合においても、実際には追徴されていないケースの場合もある。

(イ)平成14年4月、政治団体「維新政党・新風」会員登録有り。思想分類：右翼（監視対象活動なし）(注2) 右翼は街宣車などを動員し街宣活動する右翼団体の他に団体の思想が保守色の濃い者も含まれます。この事案は保守色が濃い団体（どちらかと言えば右より）を指す。

(ウ)平成21年2月、近畿財務局による身分照会有り。回答：問題無し。

(ア)については、割当先より納税証明書を受領し、過去に追徴含め税金の未納がなかったことを確認しております。(イ)については、「維新政党・新風」は保守右派の選挙管理委員会へ登録済みの政治政党であり、割当先が居住する警察署の組織犯罪対策課へ訪問し、割当先が反社会的勢力等のデータベースには登録されておらず、また活動も監視対象でない旨を確認しております。更に、当該政治団体についても、警察署の組織犯罪対策課に照会しましたが、反社会的勢力等のデータベースには登録されておらず、活動も監視対象でない旨を確認しております。当社といたしましては、民間企業としてできる限りの調査を実施したと考えており、現時点においては、反社会的勢力等に該当するという調査結果にはなっていない上、現在は当該政治団体に属しておらず、一般社団法人の理事長として政治とは関係のない活動をされていることから、当社の割当先として選定することに問題は無いと判断いたしました。(ウ)については、当該調査機関

に再度ヒアリングを行い、近畿財務局などからの照会が、割当先が大量株保有者であったため、反社会勢力等への資金運用が無かったかどうかの照会であり、これに関しての回答が「問題なし」というものであったことを確認しております。従いまして、当社といたしましては、これらの特記事項については、特段の問題がないと判断しております。

更に、当社は、慎重を期するため、全ての割当先等について反社会的勢力等に該当するか否かの調査を、公益財団法人 暴力団追放推進運動都民センターへ依頼し、反社会的勢力等に該当しない旨の回答をもらっております。

更に、当該センターへの照会に加え、警視庁及び都道府県警へ照会を行い、割当先等すべてについて反社会的勢力等のデータベースに登録されていない旨の回答を得ております。

上記のとおり、当社としては、全ての割当先が暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断しました。

①山田至人

山田は、平成 23 年 3 月に当社社外取締役就任以前の平成 22 年 11 月から当社に対して金融支援を行っており、平成 23 年 6 月 24 日付に第三者割当による新株式を引受けていただいた主要株主である筆頭株主であり、当社前取締役であったため、当社の経営環境や経営課題を理解しております。平成 23 年 6 月 24 日の第三者割当による新株式による増資後、当社は、山田を主たる割当先として選定したものであります。（「2. 募集の目的及び理由（5）前取締役である山田至人に今回の第三者割当を引き受けていただく理由」をご参照ください。）

②木下氏、中武氏、加藤氏、中山氏、アーク社、福井氏及び齊藤氏

山田以外は、当社から、当社の経営環境、経営課題、中古パソコン事業等の新規事業戦略等を理解していただき、ご協力いただけるという視点から、パートナーの選定を主眼に複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の展開について賛同いただける先を模索してまいりました。当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルより木下氏、中武氏、加藤氏、中山氏、アーク社、福井氏及び齊藤氏の紹介を受け、当社との協議の過程で、当社の経営環境、経営課題、中古パソコン事業等の新規事業戦略等を理解していただき、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がないことを確認し、割当先として選定したものであります。

木下氏は、昭和 62 年近鉄バッファローズより指名を受け入団し、平成 9 年の引退後、平成 10 年に大阪市天王寺区において、不動産業を営んでいる株式会社フォーティワンを設立し、代表取締役として経営しており、社会的地位も有しております。木下氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

中武氏は、東京都墨田区において、一般社団法人分子総合医学美容食育協会の理事長に就任しております。また、同社以外にも複数の会社の経営に関与しておりますことから、社会的地位を有しております。中武氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

加藤氏は、現在は退職して無職であります。平成 18 年 3 月まで公務員でありましたことから、社会的地位を有しております。加藤氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

中山氏は、現在は、大阪市浪速区の人材派遣会社の企画部長であり、社会的地位を有しており、また、上場会社株式についても投資経験を有しております。中山氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

アーク社の代表取締役である花岡氏は、岡山県岡山市において、整体、リハビリテーション事業を行っており、平成 22 年に法人組織としてアーク社を設立しております。また、事業意欲は旺盛で、今後、インターネット事

業にも進出を検討しております。アーク社におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。当社とアーク社とは、アーク社のオンラインショップ事業（ネットでの健康機器、健康食品、化粧品等の販売事業）における協業を検討しており、当社が、当該オンラインショップのWebサイトの開発及びメンテナンスを行い、アーク社が、それ以外の Value Chain を行い、当該事業からの収益を両社にて分配する収益モデルの事業を検討しております。

福井氏は、東京都新宿区において、代表取締役として、化粧品関連製造販売を営んでいる株式会社ファンタメルーを設立し、経営しており、社会的地位も有しております。福井氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

齊藤氏は、現在は退職して無職であります。平成 18 年 4 月まで東京都内の土木工事会社の役員を歴任しており、社会的地位を有しております。齊藤氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

③経営判断基準等

山田、木下氏、中武氏、加藤氏、中山氏、アーク社、福井氏及び齊藤氏を割当先として選定するにあたっては、過去に行った第三者割当増資に関する適時開示につき、修正する事案が発生したため、当該事案の発生経緯、原因分析及び再発防止策等を載せた「改善報告書」を、平成 23 年 5 月 13 日付けにて株式会社大阪証券取引所宛に提出いたしました。当該報告書に載せてありますとおり、当社は第三者割当増資を行う際、割当先を選定する基準等の経営判断基準（以下、「本経営判断基準」といいます。）を整備いたしました。今回の割当先を選定及び本件増資決議にあたり、本経営判断基準に則った経営判断を行いました。

【割当先選定基準】

（ア）当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？

→ 当社代表取締役より説明を実施し、会議録を作成しております。また、当社の経営方針・経営計画に対して理解した旨を口頭により確認しております。

（イ）当社経営の継続性が確保されるか？

→ 純投資目的かつ当社の経営への介入意思がない旨の確約書を受領しております。

（ウ）割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？

→ 純投資目的かつ当社の経営への介入意思がない旨の確約書を受領しております。

（エ）高い遵法意識を有しているか？

→ 法令遵守に対する確約書を受領しております。

（オ）当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？

→ 当社常勤取締役と割当先と間にて直接的に交渉してまいりました。

（カ）払込に必要な十分な資金を有していることが確認できたか？

→ 通帳等のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

（キ）反社会的勢力との一切の関わりがないか？

→ 第三者機関より調査報告書を入手し確認しております。かつ、割当先より反社会的勢力との関わり等ない旨の確約書を受領しております。

（ク）割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？

→ アーク社から税務申告書の写しを取得し、株主構成の内訳を確認しております。

（ケ）割当先は、割当日より 2 年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？

→ 遅延なく譲渡報告を行う旨の確約書を受領しております。

（コ）割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？

→ 最低限1年以上の中長期の保有方針である旨の確約書を受領しております。

(サ) 割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？

→ 当該面談は終了し、全常勤取締役より、懸念事項等ない旨の報告を受けております。

(シ) 割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？

→ 全割当先について、流動資産の明細や預金・貯金通帳等のコピーを取得し、本新株式の引受に必要な資金を有していること、かつ当該資金の出所については全額自己資金である旨を確認しております。なお、また、アーク社は銀行から借入れた資金により引受ける旨を確認しております。

(ス) 割当先の選定にあたり、反社会的勢力に関係していないかの調査を行い、疑義がないことを確認したか？

→ 第三者機関より調査報告書を入手し、すべての割当先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。ただし、特記事項に記載があった人物については、特記事項の内容を確認し、セカンド・オピニオンを取得する等行い、特に問題がない旨を確認しております。

(セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？

→ ジャパンキャピタルをアドバイザーとして採用し、調達額に応じた成功報酬を払う契約になっておりますが、報酬額は妥当と判断しております。

(ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と割当先との関係は理解しているか？

→ ジャパンキャピタルと割当先の関係は、直接連絡をとって、割当先よりジャパンキャピタルの代表取締役三谷氏と知人であることを確認しております。

【経営判断基準】

(ア) 割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？

→ 割当先選定基準を全て満たしております。

(イ) 割当先や買収相手先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？

→ 必要な資料等は全て受領いたしました。

(ウ) 割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？

→ 割当先は純投資目的であり、割当先は当社の経営への介入意思は持っていません。当該事項に関する確約書を受領しております。

(エ) 割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？

→ 終了し、懸念等ない旨の報告を受けております。

(オ) 全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？

→ 懸念等ない旨の報告を受けております。

(カ) 第三者調査機関より、割当先や契約相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？

→ 第三者機関より調査報告書を入手し、すべての割当先について犯罪歴、反社会歴に該当がない旨を確認しております。ただし、特記事項に記載があった人物については、特記事項の内容を確認し、セカンド・オピニオンを取得する等行い、特に問題がない旨を確認しております。

(キ) リスク管理は適切に行われているか？

→ 本資金調達の最大の目的は、債務超過を解消し、上場廃止基準への抵触を回避することであるため、リスクは、想定していない多額な損失等が発生し、債務超過を解消できない恐れがあることであります。当社は、このリスクをヘッジするため、徹底したコスト管理により収益の改善を図ります。

(ク) 契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？

→ 該当事項なし。

(ケ) 株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？

→ 該当事項なし。

(コ) 買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？

→ 該当事項なし。

(サ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？

→ 該当事項なし。

(シ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？

→ 該当事項なし。

(ス) 不適當合併等に認定されないか？

→ 該当事項なし。

(3) 割当先の保有方針

①山田

当社は、山田より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社取締役辞任後、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、山田より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先の間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

②木下氏

当社は、木下氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、木下氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先の間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

③中武氏

当社は、中武氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、中武氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先の間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

④加藤氏

当社は、加藤氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、加藤氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先の間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供

されることにつき確約書を入手する予定です。

⑤中山氏

当社は、中山氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、中山氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

⑥アーク社

当社は、アーク社より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、アーク社より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

⑦福井氏

当社は、福井氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、福井氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

⑧齊藤氏

当社は、齊藤氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりません。なお、当社は、齊藤氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確約書を受領し確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①山田氏

当社は、山田氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受について、投資信託残高及び定額年金保険明細のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。なお、払込に際しては、投資信託の売却と定額年金保険の解約により得る資金にて払い込む予定であります。

②木下氏

当社は、木下氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受について、預金通帳のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。当該資金の原資についてヒアリングしたところ、知人への貸付金の返済であるとのことでした。この事実は当該知人宛に発行した領収書控を受領することにより確認しております。木下氏からは自己資金である旨の確約書を受領しておりますが、これを客観的に示す書類は入手できておりません。しかしながら、当社といたしましては、(ア)後述いたしますとおり、第三者調査機関による調査並びに警察及び暴追センターへの照会結果により、木下氏は反社会的勢力には該当しない旨の結果であったこと。(イ) ジャパンキャピタルの三谷代表取締役から信頼の置ける人物であるとの評価を聞いていること。(ウ) 木下氏の預金口座より知人への貸付相当額の現金が引き落としされており、当該現金が貸付原資であると木下氏から説明を受けましたので、許可をいただいた上で、当社取締役から当該知人に直接連絡し、木下氏からの貸付に関して確認したところ、通帳に記載された現金引落日と貸付された時期が同一時期であることが確認できたことにより、木下氏が当該知人に貸し出したものであるらしいと理解できたことから、当該資金は木下氏の自己資金であると考えられ、割当てることに問題がないと判断いたしました。なお、当該知人は反社会的勢力に該当しない旨を木下氏から口頭により確認しております。

③中武氏

当社は、中武氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受について、贈与契約書のコピーを受領し、中武氏の預金通帳のコピーを取得し、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

④加藤氏

当社は、加藤氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受について、預金通帳、貯金通帳、定期預金、定額貯金及び個人年金のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

⑤中山氏

当社は、中山氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受について、証券残高、投資信託残高預金通帳及び定期預金のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。なお、払込に際しては、預金や定期の解約の他、証券や投資信託を売却し払い込む予定であります。

⑥アーク社

当社は、アーク社の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受について、トマト銀行との金銭消費貸借契約書及び日本政策金融公庫からの特別貸付に関する書類のコピーを受領し、アーク社の預金通帳のコピーを取得し、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。アーク社は、事業資金として借入を行いました。アーク社の事業の成長戦略として、オンラインショップでの健康機器、健康食品、化粧品等の販売事業を展開する予定です。当社の強みは IT における経験や知識であり、オンラインショップのサービスインフラは、当社が新規事業として考えている VPS サービスであることから、当社とアーク社は、当該オンラインショップでの販売事業における協業を視野に入れております。具体的には、当社が、当該オンラインショップの Web サイトの開発及びメンテナンスを行い、アーク社が、IT 以外の Value Chain (仕入、物流、代金回収等)を行います。アーク社から当社への出資金の一部を用いて、当社は、今後開始する VPS サービス上に、アーク社のオンラインショップの Web サイトを開発しサイトの運営を行います。当社は、当該開発費及びサイト運営費をアーク社から徴収することなく、当該 Web サイトにおける販売額より手数料を徴収することで収益につなげます。アーク社は、Web サイトの開発費及びサイト運営費といった固定費の負担なしに、オンラインショップ事業を展開できます。アーク社は、事業資金として借入れた資金を当社へ出資しますが、その資金の一部はアーク社のオンラインショップでの販売事業にて費消されるため、当社への出資は、アーク社が事業資金として費消するのと同等になるこ

とから、この旨をアーク社から借入先へ説明し、了承を頂いている旨、及び借入先が当社株式へ担保等設定しない旨を、アーク社から口頭により確認しております。なお、アーク社は、昨年設立され、今年度より黒字の業績を予想しており、当社への出資後の現預金残高にて、アーク社の事業を営むことができる旨を口頭により確認しております。

⑦福井氏

当社は、福井氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金 10 百万円による現物出資の方法であり、福井氏より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。なお、当該借入金の資金につきましては、預金通帳のコピーを確認し、自己資金である旨の確約書を受領して確認しております。福井氏に当該資金の原資についてヒアリングしたところ、同氏が経営する株式会社ファンタメルーからの貸付金の返済及び知人 3 名からの貸付金の返済が当該借入金の資金であるとのことでした。福井氏に貸付当時の通帳のコピーを要求いたしましたが、繰り越し前の通帳を持っていない為に受領することができませんでした。そこで当社としては福井氏に許可をいただき、当社取締役から当該知人 3 名に連絡し、福井氏からの貸付に関して確認したところ、福井氏から借入した事実が確認でき、通帳に記載された現金返済日と知人 3 名に確認した返済日が一致したこと、福井氏を書いた返済に対する領収書の控えのコピーを受領したことにより、この貸付の返済であることが確認できました。当社としましては、当該知人への貸付原資が自己資金である旨を客観的に示す書類は入手していませんが、(ア) 当該知人 3 名へのヒアリング結果で当該資金の一部が貸付の返済金であること。

(イ) 福井氏から預かった半年分の預金通帳のコピーに記載されている入出金の中に、他者から借入をした形跡がないこと。(ウ) 帝国データバンクの調べ及び当社における福井氏へのヒアリングにより、同氏が経営する株式会社ファンタメルーの経営状況が黒字であり、一時的に福井氏からの借入金の返済は存在するものの、それ以外に貸借が存在しないこと。以上のような状況の確認により、当社への出資は福井氏の自己資金であるらしいと判断しました。また、当社のフィナンシャルアドバイザーであるジャパンキャピタルの三谷代表取締役と福井氏は、5 年程の付き合いがあり、三谷代表取締役より、福井氏は信頼のおける人物として紹介を受け、福井氏より当該知人 3 名は反社会的勢力に該当しない旨を口頭により確認しております。

⑧齊藤孝

当社は、齊藤氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金 10 百万円による現物出資の方法であり、齊藤氏より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。なお、当該借入金の資金につきましては、預金通帳のコピーを確認し、自己資金である旨の確約書を受領して確認しております。当該資金の原資についてヒアリングしたところ、知人への貸付金の返済であるとのことでした。この事実を確認する為、貸付した当時の出金を示す通帳のコピーと返済により入金された当時の通帳のコピー及び当該知人宛に発行した領収書のコピーを受領しておりますが、金銭消費貸借契約書等がとりかわされていない為、状況の確認しかできませんでした。そこで当社は齊藤氏に許可をいただき、当社取締役から当該知人に連絡し、齊藤氏からの貸付に関して確認したところ、齊藤氏から借入した事実が確認でき、通帳に記載された現金出金日と入金日が、知人に確認した借入日や返済日と一致したこと、齊藤氏を書いた返済に対する領収書の控えのコピーを受領したことにより、この貸付の返済であることが確認できましたので、当社としましては、当該知人への貸付原資が自己資金である旨を客観的に示す書類は入手していませんが、当該知人へのヒアリング結果により、当社への出資は齊藤氏の自己資金であるらしいと判断しました。また、当社は次の理由により齊藤氏に割当てすることに問題がないと判断いたしました。(ア) 後述いたしますとおり、第三者調査機関による調査並びに警察及び暴追センターへの照会結果により、齊藤氏は反社会的勢力等のデータベースには登録されていない旨の結果であったこと。(イ) 齊藤氏は、平成 18 年 3 月に退職しましたが、東京都や大田区等官庁を主な顧客とする株式会社木村工業にて専務職に就いており、株式会社木村工業は、官庁との取引を行ってることから信用の高い会社であると判断でき、齊藤氏は当該企業にて専務職に就いておりましたので、社会的地位を有していること等から、信頼のおける人物であると判断いたしました。またジャパンキャピタルの三谷代表取締役とは 10 年以上の付き合いになり、三谷代表取締役からは信頼の置ける人物との評価を聞いておりますことから、齊藤氏からの自己資金である旨のコメントは信用できると判断いたします。

(5) その他の重要な契約の有無

特に重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成23年6月30日現在）		新株式募集後	
山田至人	22.02%	山田至人	27.35%
霜田静志	19.37%	木下文信	12.35%
田中克治	10.91%	霜田静志	8.84%
サン・クロレラ販売(株)	5.28%	田中克治	4.98%
(株)サン・クロレラ	2.18%	アーク(株)	4.94%
濱田憲次	0.97%	加藤信子	4.94%
松田義広	0.78%	中山隆之	4.94%
藤井衛	0.75%	中武賢臣	4.94%
安田勝	0.67%	齋藤孝	2.78%
齊藤孝	0.67%	福井義高	2.50%

(注)

1. 持株比率は少数第3位以下を四捨五入しております。
2. 募集前の大株主構成及び持株比率は、平成23年6月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。
3. 新株式募集後の大株主構成及び持株比率は、平成23年6月30日時点の株主名簿をもとに本第三者割当による新株式発行による増加株式数354,838株を合算した652,733株にて作成しております。
4. 今回の割当先以外の株主（募集前からの株主）の比率については、平成23年6月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成23年11月11日に発表いたしました平成23年12月期の決算の業績見通しに変更はありません。今後、業績見通しに変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当による新株式並びに平成23年6月24日を払込期日として実施した第三者割当により発行された株式の合計した議決権数は、本新株式に係る議決権数354,838個及び平成23年6月24日付け増資による議決権数98,000個の合計452,838個（分子）であり、平成23年6月24日直前の総株主の議決権数199,895個（分母）から比べると226.5%（分子452,838÷分母199,895）に相当するため、希釈化率が25%以上となることから大規模な第三者割当増資になります。このことから、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手、または、株主の意思確認手続きが必要であるところ、当社は平成23年12月27日開始予定の当社臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることとしております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

(単位：千円)

決 算 期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
売 上 高	624,349	581,676	426,833
営 業 利 益	△606,137	△405,959	△368,302
経 常 利 益	△607,156	△409,016	△437,172
当 期 純 利 益	△969,900	△614,929	△667,403
1株当たり当期純利益（円）	△8,811.99	△4,458.05	△3,636.74
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	4,786.59	2,618.30	△523.88

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成23年11月4日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	普通株式 297,895 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—

(注) 本日時点において、潜在する株式はございません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

(単位：円)

	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
始 値	104,000	22,500	7,000
高 値	108,000	26,700	8,710
安 値	15,640	4,500	1,276
終 値	22,800	7,000	1,990

② 最近6か月間の状況（単位：円）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	1,270	1,020	1,230	1,150	1,068	960
高 値	1,320	2,000	1,678	1,225	1,078	1,125
安 値	975	903	1,150	975	875	875
終 値	1,040	1,153	1,165	1,068	930	1,005

③ 発行決議日前日における株価（単位：円）

	平成23年11月22日現在
始 値	855
高 値	950
安 値	855
終 値	908

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成23年6月24日
調 達 資 金 の 額	30,062,500 円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 265,395 株
当該増資による 発行株式数	普通株式 32,500 株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 297,895 株
割 当 先	田中克治

当初の資金使途	運転資金及び事務所移転費用等
支出予定時期	平成23年6～7月
現時点における 充 当 状 況	運転資金及び事務所移転費用等

② 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成23年6月24日
調 達 資 金 の 額	65,500,000円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 199,895株
当該増資による 発行株式数	普通株式 65,500株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 265,395株
割 当 先	山田至人
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成22年11月～平成23年5月
現時点における 充 当 状 況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

③ 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成22年9月24日
調 達 資 金 の 額	50,000,000円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 184,270株
当該増資による 発行株式数	普通株式 15,625株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 199,895株
割 当 先	毎日通販投資有限公司
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成22年3～5月
現時点における 充 当 状 況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

④ 第三者割当による新株予約権の発行

発 行 期 日	平成22年9月24日
発行時の資金調達額	1,338,048円
行使による 資金調達額	200,044,800円
当該募集における 潜在株式数	57,600株
募集時における 発行済株式数	184,270株
割 当 先	毎日通販投資有限公司
現時点における	行使済株式数： 一株

行使状況	
当初の資金用途	既存事業の運転資金
支出予定時期	平成22年10月～平成23年6月
現時点における 充当状況	—

(注) 当該新株予約権はそのすべてが未行使となっており、平成22年11月16日をもって取得・消却が完了しております。

⑤ 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年3月17日
調達資金の額	95,001,200円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 160,035株
当該増資による 発行株式数	普通株式 24,235株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 184,270株
割当先	株式会社百販ジャパン
当初の資金用途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成22年3～5月
現時点における 充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

⑥ 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成21年7月27日
新株予約権数	25,000個
新株予約権1個あたりの 付与株式数	6株
発行時の資金調達額	5,100,000円
行使による 資金調達額	2,000,000,000円
当該募集における 潜在株式数	56,716株
募集時における 発行済株式数	139,185株
割当先	Brilliance Hedge Fund
当初の資金用途	運転資金及び設備投資資金
当該募集における 潜在株式数	当初の行使価額(13,913円)における潜在株式数: 150,000株 行使価額上限値(27,826円)における潜在株式数: 75,000株 行使価額下限値(6,957円)における潜在株式数: 300,000株
現時点における 充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

(注) 当該新株予約権は、平成22年2月19日をもって取得・消却が完了しております。

⑦ 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成21年4月2日
------	-----------

発行時の資金調達額	50,832,000円
行使による資金調達額	942,480,000円
当該募集における潜在株式数	72,000株
募集時における発行済株式数	119,985株
割当先	China Satcom Investment Limited
現時点における行使状況	行使済株式数： 19,200株
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成21年4月以降
現時点における充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

(注) 当該新株予約権は、平成21年8月11日をもって取得・消却が完了しております。

⑧ 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成21年2月20日
発行時の資金調達額	53,838,000円
行使による資金調達額	1,229,580,000円
当該募集における潜在株式数	54,000株
募集時における発行済株式数	119,562株
割当先	China Satcom Investment Limited
現時点における行使状況	行使済株式数： 一株
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成21年4月以降
現時点における充当状況	—

(注) 当該新株予約権はそのすべてが未行使となっており、平成21年3月26日をもって取得・消却が完了しております。

⑨ 第三者割当による新株式発行

発行期日	平成20年11月7日
調達資金の額	289,981,750円
募集時点における発行済株式数	普通株式 108,557株
当該増資による発行株式数	普通株式 11,005株
募集後における発行済株式総数	普通株式 119,562株
割当先	新日本投資事業有限責任組合
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金

支出予定時期	平成20年11月～平成22年12月
現時点における 充 当 状 況	運転資金及び設備投資資金として充当

(注) 当該増資におきましては、一部失権が生じたので、上記は実際に行われた増資の内容を記載しております。

10. 発行要領

新株式

(1) 発行期日	平成23年12月28日
(2) 発行新株式数	普通株式 354,838株
(3) 発行価額	1株につき金620円
(4) 調達資金の額	金219,999,560円 うち、19,999,960円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の 払込方法によるものとします。
(5) 資本組入額	1株につき金310円
(6) 資本組入額の総額	金109,999,780円
(7) 申込期日	平成23年12月28日
(8) 払込期日	平成23年12月28日
(9) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 山田 至人 112,903株 木下 文信 80,645株 中武 賢臣 32,258株 加藤 信子 32,258株 中山 隆之 32,258株 アーク株式会社 32,258株 福井 義高 16,129株 齊藤 孝 16,129株
(10) 現物出資財産の内容 及び価額	福井義高が当社に対して有する金銭債権の元本10,000,000円のうち、 9,999,980円 齊藤孝が当社に対して有する金銭債権の元本10,000,000円のうち、 9,999,980円
(11) その他	上記各号については、当社が平成23年12月27日に開催を予定する臨時株主総会において本第三者割当により発行される株式に関する議案の承認が得られること及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上